

水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項の整理

I 総論

- ① これまでの取組に着いてこられなかった、中小事業体に対する対策に重点を置いてはどうか。
- ② 水道法第 1 条の「低廉」「豊富」を見直すことは必要か。安全・強靱・持続を可能とするという前提に立った上での「低廉」「豊富」である旨を明記する必要があるか。
- ③ 用水供給事業と水道事業は統合することを目指してはどうか。
- ④ 推進役として、都道府県の役割を強化してはどうか。

II 各論

(1) 経営基盤強化策（広い意味での広域化推進、官民連携の推進）

- ① コスト削減ではなく、経営マネジメント力を持ったリーダーを確立し、将来の危機的状況を回避できるような体制を確保する視点で、取り組むべきではないか。
そのためには、水道事業者同士が地域的に繋がりを保てるような工夫が必要ではないか。
- ② 都道府県に一定の役割や権限を与えることが必要ではないか。
都道府県がリーダーシップを発揮できるよう、下記に掲げるような法整備を検討してはどうか。加えて、協議会の設置や、都道府県による財政面での支援、交付金の交付（平成 27 年度より開始済み）なども考えられるか。
また、都道府県における取組を国において把握し、適宜都道府県に助言する仕組みも必要か。

- 1) 市町村経営原則（水道法第6条）を転換し、水道事業の経営主体は原則地方公共団体としてはどうか。
- 2) 市町村の要請を受けて策定する広域的水道整備計画（法第5条の2）とは別に、市町村の要請がなくとも都道府県が自発的に広域的な水道の整備に関する計画を策定できることとしてはどうか。

③ 官民連携を推進する

従来の業務委託による民間活用以外に、民間企業の経営上のノウハウや技術的能力及び人材を活用する道はあるか。

(2) 施設の更新・耐震化、規模の適正化関係

- ① 30-50年先を見据えた設備投資が可能となるような基準・指標の作成を検討する必要があるか。
（論点）具体的にどのような基準がありうるか。
- ② 人口減少社会においては、給水区域を縮小する場合も想定し、給水区域を縮小する場合の事業変更認可を制度化するべきか。
- ③ 金利優遇や税制優遇によって、水道事業者が申請等を行わずとも自動的に財政支援される仕組みは考えられないか検討してはどうか。
- ④ アセットマネジメントを実施すべきであること、すなわち、施設設備の更新を計画的に行うべきであることを水道法上に明記する必要があるか。
- ⑤ 認可権者に、水道事業者に対し、施設の更新計画の策定を指示できる等の権限を付与することは必要か。
その場合、どのような状況であれば、指示をすることとするのが適当か。

例えば、

- ・ 保有する全施設を対象にアセットマネジメントを実施していない場合（人口減少が著しい地域について更新では無く修繕による対応を行う決定を行っているなど理由がある場合を除く。）

- ・ 管路更新の投資基準の設定が、有識者の意見を聞いていない、データに基づいて行われていないなど、科学的に行われていない場合等には、取組が不十分と考えられるのではないか。

国や都道府県は、定期の立入検査等の際に、施設の更新等の取組を聴取し、取組が不十分であると認められる場合に更新計画の策定の指示等を行うこととし、数年をかけて、全国の水道事業者の状況を確認し、改善を促すこととしてはどうか。

財政難等を理由に更新計画を実行できていないといった場合に、認可権者はどのような関与をするべきか。

⑥ 技術管理者のみならず、首長や事業管理者への働きかけの充実を図ってはどうか。

- 1) 既存の会議等により、首長や事業管理者へ情報を伝達し、意見交換する場を設けてはどうか。
- 2) ⑤の権限を踏まえて、首長や事業管理者を対象に、施設の更新・耐震化や施設規模の適正化について、財源確保や人材の確保といった経営的な点に重点を置いた行政指導を行うこととしてはどうか。

都道府県についても、同様の対応を、体制が整い次第していただくこととしてはどうか。

⑦ 老朽管率、更新率等のデータの公表は、既に厚生労働省において大臣認可の水道事業者等を対象として実施している。今後も大臣認可事業者の公表を続けつつ、公表の在り方を引き続き研究することとしてはどうか。

(3) 水道料金関係

① 資産維持費に求める水準・内容について公的な見解を示すこととしてはどうか（通知発出）。

通知発出にあたり、これまでの通知との整合性、新地方公営企業会計基準との関係の整理なども含め、更なる検討が必要か。

② 水道料金について、法令に守るべき枠組を示した上で、具体的な額については、各事業体での決定に委ねる現行の枠組がよいのかどうか検討する必要

があるか。

なお、検討の際は、水道料金が認可制から届出制へ移行してきた歴史や、水道料金の設定が地方議会を通して、地方自治の一環として行われていることに留意が必要。

電気・ガス料金と同様のヤードスティック方式（※）を導入することは考えられるか。

※ ヤードスティック方式：複数の事業者のコストを比較して基準となる標準コストを算定し、標準コストを元に料金を定める方式。インセンティブ規制の一種で、事業者間の間接的な競争による経営効率化の促進を目的としている。

一方、水道事業の事業環境はどのような水源を確保できるか等地理的な条件による部分が大きく、また、水道事業者の数は約1,400にも上る。

現状では、基準の設定や、事業体ごとに基準と比較する運営事務のコストが高いと想定されるため、ヤードスティック方式の導入は水道事業者の統合が進んだ後の将来の課題としてはどうか。

| | |------------| | (4) 過疎地域関係 | |------------|

過疎地域では、水道法が想定している給水方法以外の手法による給水が有用である可能性がある。そうした新たな手法を水道法に取り込むべきか検討するため、実態調査や水質管理に関する研究を進め、課題の明確化を図るべきではないか。

| | |---------| | (5) その他 | |---------|

水質管理、災害時の事業体間連携、地下水利用等について、現在の取組に加えて、何らかに取り組むべき方策があるか。